

2023年9月19日

お客さま 各位

大分瓦斯株式会社

経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

2023年11月検針分からも引続き

都市ガス料金を国の補助により値引きします

大分瓦斯株式会社（代表取締役社長：福島知克、本社：別府市北的ヶ浜町5番25号、以下「大分ガス」）は、経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」）」の支援継続に伴い、本事業で指定される支援対象のお客さまに対して、11月検針分からも引続き都市ガス料金の特別措置を講じます。

なお、本事業における特別措置に際して、お客さまからのお申込みは必要ありません。

1. 事業概要

本事業は、エネルギー価格高騰による料金負担増加の緩和策として、国が指定する値引き単価に基づき、都市ガス料金・電気料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を国が支援するものです。

2. 措置内容

支援対象	① 大分ガスと都市ガスの契約を締結している家庭用のお客さま ② 大分ガスと都市ガスの契約を締結している業務用・産業用のお客さま ※年間契約使用量1,000万m ³ 以上のお客さまを除きます
値引き単価	15円/m ³ （税込み）※1
値引き継続期間	2023年11月検針分～2024年1月検針分 ※2
都市ガス料金への影響	標準家庭 △255円/月（税込み）※3 【参考】10月検針分の都市ガス料金4,872円（税込み）※4

※1 値引き単価については、政府の方針により変更される可能性があります。

※2 適用終了時期については、現段階では2024年1月検針分までの予定ですが、今後の政府方針により変更される可能性があります。

- ※3 都市ガス料金への影響については、使用量 17 m³/月、割引プラン無しの場合となります。
- ※4 10 月検針分の都市ガス料金については、基本料金 (753.50 円) + 10 月検針分の調整単位料金 (242.31 円) × 標準家庭 1 ヶ月のご使用量 (17 m³) で計算しております。※1 円未満の端数は切捨て

3. 値引き額の反映方法

毎月の調整単位料金（原料価格の変動に応じて調整される 1 m³あたりの単価）に値引き額を反映させて料金を算出し、値引き後の金額をお客さまに請求いたします。

【お客さまのお問合せ先】

○本事業に関するお問合せ

[電気・ガス価格激変緩和対策 事務局]

電 話 : 0120-013-305<フリーダイヤル>

受付時間 : 全日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

※ 本事業の概要は、経済産業省ホームページ

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>) でご確認ください

○その他のお問合せ（当社の問合せ窓口）

[大分瓦斯株式会社 営業部 営業企画課]

電 話 : 0977-26-0284

受付時間 : 平日 8:30~17:00 (年末年始、盆休みを除く)

以 上